

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、設計開発業務に従事していた。

請求人によると、平成〇年〇月頃から、開発チーム内での人間関係のトラブルが悪化したため、平成〇年〇月に担当業務が変更されたが、その頃から、元チームの同僚による事実無根の誹謗中傷が以前にも増して繰り返されるようになったという。また、平成〇年〇月から担当した案件は、難易度が高く、かつ、遅延が一切許されない過酷なものであったため、不眠症、神経性胃炎等のストレス症状が急激に悪化し、〇週間休職したという。その後、請求人は、復職、休職を繰り返し、平成〇年〇月〇日、会社を退職した。

請求人は、平成〇年〇月〇日、C病院に受診し、平成〇年〇月〇日に同病院に受診し、「抑うつ状態」と診断され、平成〇年〇月〇日まで同病院に通院療養した。その後、同年〇月〇日、Dクリニックに転医し、「うつ病」と診断された。

請求人は、精神障害を発病又は精神障害が悪化したのは、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審

査官」という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会的事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病の時期について、労働局地方労災医師協議会精神障害等専門部会(以下「専門部会」という。)は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、請求人は、平成〇年〇月頃に、ICD-10診断ガイドラインの「F32 うつ病エピソード」(以下「本件疾病」という。)を発病した旨述べている。当審査会としても、請求人の症状経過及び医学的意見等に照らし、専門部会の上記意見は妥当であると判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間(以下「評価期間」という。)において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」(以下「認定基準別表1」という。)に定める「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」

は見受けられない。そこで、「特別な出来事以外の出来事」についてみると、次のとおりである。

#### ア 担当業務の変更について

請求人は、平成〇年〇月〇日以降、「E」案件に従事することになり、当該案件は、会社の次期主力製品に搭載する主要部品の新規研究開発であり、その難易度や重要度に鑑みれば、その心理的負荷は強いものである旨主張している。

この点、確かに、F課長は、請求人の担当した「E」案件について、その業務難易度はA（最上位）である旨述べていることが確認できる。

もともと、会社関係者の申述、会社作成の報告書及び同報告書添付の参考資料を始めとする一件記録を精査すると、決定書理由に説示のとおり、①担当業務の変更は請求人からの申出があつて行われたものであること、②担当業務は、請求人の知見・能力が発揮できるものであること、③F課長、G部長、Hも当該業務に関与していることがうかがえること、④産業医の意見を踏まえ、会社は請求人の業務量が増えないように配慮していると認められること、⑤時間外労働時間もほぼ認められないこと、⑥請求人が「Eの業務が過重負荷だったというわけではなかった。配慮していただいたことは重々承知している。」旨のメールを送信していること等の事情が認められる。そうすると、当審査会としても、同主張は、認定基準別表1「配置転換があつた」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当すると思料するところ、上記事情を踏まえると、請求人の配置転換後の業務は容易に対応することができ、当該業務による負荷は軽微であつたとみることが相当であり、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

なお、請求人は、「E」案件を担当したことについては、認定基準別表1「新規事業の担当になった、会社の建て直しの担当になった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当する旨も主張しているが、これはあくまで上記配置転換においてたまたま新規の事業の担当となつたものとするのが妥当であるところ、当審査会の判断は上記のとおりである。

#### イ 特許の発明者から請求人が除外されたことについて

請求人は、Iの出願した特許〇件については、請求人も深く関与したにもかかわらず、発明者から除外されたことが心理的負荷である旨主張している。

この点、一件記録を精査するも、決定書理由に説示するとおり、①会社のルールに則れば、請求人は特許の発明者とは認め難いこと、②会社関係者が、嫌がらせを目的として請求人を特許の発明者から除外した事実を裏付ける客観的な資料がないことに鑑みると、当審査会としても、同主張を認定基準別表1「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」)にあてはめるも、請求人の主張する事実を出来事として評価することはできない。

#### ウ 特許に関する同僚との打合せについて

請求人は、平成〇年〇月頃に、請求人が執筆した特許明細書の再検討を行う打合せにおいて、Jに粗探しをされたことが心理的負荷であった旨主張している。

この点、Iの申述によると、決定書理由に説示するとおり、同打合せは、特許の内容について弁理士からの質問に対応できるよう請求人から詳細を聴取する目的で行われたものであることが認められる。また、本件の一件記録を精査するも、同打合せにおいて、Jから請求人に対して罵倒等があった事実は認められない。そうすると、当審査会としても、同主張を認定基準別表1の具体的出来事「同僚とのトラブルがあった」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」)に当てはめるも、通常の業務をめぐる同僚間でのやり取りであり、トラブルとまではいえないものであることから、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

#### エ 請求人のその他の主張について

(ア) 請求人は、平成〇年〇月にK地方で開催された展示会に新製品のサンプルを出した出来事につき、厳しい時間的な制約が課されており、これは達成困難なノルマである旨主張しているところ、当審査会としても、同主張は、認定基準別表1の具体的出来事「達成困難なノルマが課された」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」)に該当すると思料するも、決定書理由に説示するとおり、「ノルマではない業績目標が示された」とみるのが相当であり、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

(イ) 請求人は、平成〇年〇月頃、Jが請求人に対し誹謗中傷をした旨主張しているところ、決定書理由に説示するとおり、請求人の主張を裏付ける資料は見当たらず、当審査会としても、請求人の主張する事実を出来事とし

て評価できない。

(ウ) 請求人は、平成〇年〇月、休職明けの間もない状態であったにもかかわらず、社内関係部署を一同に集めて行われる重要な説明会の開催を命じられた挙げ句、同説明会において、不備を多く指摘されたことが心理的負荷であった旨主張しているところ、当審査会としても、同主張は、認定基準別表1「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとみるのが相当であるが、決定書理由に説示するとおり、同説明会において、請求人が強い叱責を受けたり、細部まで執拗に指摘を受けたりした事実は認められず、また、同説明会に用いる説明資料も同僚が作成していたこと等を考慮すると、その心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

オ 評価期間中の心理的負荷の評価について

上記アないしエを総合すると、請求人の業務による心理的負荷は、総合評価が「弱」の出来事が4つであるから、これらの出来事の全体評価は「弱」となり、「強」には至らず、当審査会としても、請求人に発病した本件疾病は、業務上の事由によるものとは認めることはできないものと判断する。

(5) 請求人は、会社関係者は虚偽の申述をしている点を踏まえて、公正な審理を希望する旨主張するが、当審査会においては、事実認定に係る関係者の申述及び証拠の信憑性について、十分に精査した上でその採否を決定したものであることを付言する。

3 以上のとおりであるから、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものであるとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。